

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画

平成28年3月

東栄町・東栄町議会・東栄町教育委員会

東栄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日
東 栄 町 長
東 栄 町 議 会 議 長
東 栄 町 教 育 委 員 会

東栄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、東栄町長、東栄町議会議長、東栄町教育委員会が連名で策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間とし、平成 33 年 3 月 31 日までを前期 5 年間の計画期間、残りの 5 年を後期計画期間と定期的に見直しを行うものとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課、議会事務局、教育委員会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会に勤務する女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、教育委員会において、それぞ

れの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、5年間で改善が必要と判断したもののうち、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。

○数値目標等

- (1) 平成32年度までに、採用者女性割合を平成27年度の実績(40%)より3%引き上げ、43%以上にする。
- (2) 平成32年度までに、女性採用試験の受験者数を、平成27年度の実績(28%)より7%引き上げ、35%以上にする。
- (3) 平成32年度までに、課長補佐職以上に昇任した職員の女性割合を、平成27年度の実績(26%)より4%引き上げ、30%以上にする。
- (4) 平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員が平成27年度で実績がなかったため実績をつくる。
- (5) 平成32年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績(月86時間)から12%以上縮減し、月75時間以下にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期
3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、町長部局、議会事務局、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。

(1) に対する取組内容

積極的に町のPRを行い、イメージアップを図るとともに、広報紙等を通して試験実施の周知を図る。

(2) に対する取組内容

積極的に町のPRを行い、イメージアップを図るとともに、広報紙等を通して試験実施の周知を図る。

(3) に対する取組内容

課長・課長補佐クラスの女性職員に対し積極的に研修を受講させるなど、

管理職となるべき職員育成を図る。

(4) に対する取組内容

男性が育児休業を取得できる職場環境の整備を図る。

(5) に対する取組内容

業務に応じた人事の適正配置・職員採用や超過勤務をしない日を設定するなど超過勤務の減少を図る。